

## 規程類の改正について説明を受ける

J R 東 労 組 運 輸 サ ー ビ ス 協 議 会 は 1 月 2 3 日 に J R 東 日 本 運 輸 サ ー ビ ス よ り 「 規 程 類 の 改 正 に つ い て 」 の 説 明 を 受 け ま し た 。 働 き 方 改 革 関 連 法 の 成 立 に よ り 労 働 基 準 法 が 改 正 さ れ た こ と な ど に 伴 う 変 更 が あ り ま す 。 変 更 点 を 理 解 し て 労 働 条 件 の 向 上 に 向 け 議 論 し よ う !

### 1. 社員採用時初任給変更

平成 30 年 10 月 1 日に契約社員賃金、パートタイマー等社員賃金の改正を行い、それぞれ日給・時給の増額がされました。正社員についてはその時点で在籍していた社員について特別昇給（4号俸）で増額しています。今後、入社する新入社員に対しても同様に増額するための初任給変更となります。

### 2. 年次有給休暇（年休）の取得義務化について（労働基準法の改正）

**年休の付与日数が10日以上あれば1年に5日以上の取得が義務化**されますが、残り3ヶ月で取得日数が5日未満の社員については年休の取得を懲遷されますが、最終月まで年休を申しこまなければ会社に希望を聞かれたうえで会社に指定されることとなります。

**労働者の権利である年休ですので、自分の意思で希望する日に年休を申し込むことが重要です！**

### 3. 忌引きの分割取得について（待遇改善）

葬儀場の混雑等で、喪を知った日から起算した忌引き期間中に、通夜・告別式等が行えない事情が多くなってきたことを鑑み、葬祭日（通夜・告別式等）が忌引き期間中に含まれない場合において、1回に限り、2週間以内で葬祭当日の忌引きの分割取得ができるようになります。

### 4. その他の改正

#### ①社員就業規則の「懲戒の種類」について、「量刑」の見直しを行う

現行の懲戒の重みは **(4) 減給、(5) 出勤停止** となっているのが、**(4) 出勤停止、(5) 減給と変更** になりました。これまでの考え方は「減給」は労働力を提供しているのに減給されるが、出勤停止は労働力を提供していないから無給であることから労働しているのに減給される方が重いとされていました。現実には「出勤停止」の方が影響が大きいことから実態に合わせて変更するものです。

#### ②労働基準監督署へ届け出を行っている「就業規則」類の記載方の変更

#### ③所轄労働基準監督署へ届け出をしている就業規則に規定されている「別表」の手続き様式の変更

### 5. 適用時期

平成 31 年 4 月 1 日